

解体工事業の新設に伴う入札参加資格要件等の取扱いについて

平成28年6月1日施行の建設業法の改正により、建設業許可の業種区分（建設工事の種類）に「解体工事」が新設され、現在は解体工事及び経過措置対象のとび・土工・コンクリート工事で解体工事を行えますが、平成31年5月31日に経過措置期間が終了します。

平成31年6月1日以降の志摩市の解体工事における入札参加資格要件（建設業許可）の取扱いは、下記のとおりとします。

記

解体工事の建設業許可について

志摩市が発注する解体工事の建設業許可（建設工事の種類）は、建築物解体を例として、建築一式工事、解体工事又は経過措置対象のとび・土工・コンクリート工事の組み合わせで発注を行っていますが、平成31年6月1日以降からは、総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事は建築一式（土木構造物は土木一式）で発注し、各種専門工事で建設されるものみの解体工事は専門工事で、それ以外の解体工事は、解体工事で発注します。

建設業許可（建設工事の種類）要件

	平成31年5月31日まで	平成31年6月1日以降
家屋等の工作物を解体する工事	「一式工事」 「解体工事」 「とび・土工・コンクリート工事（経過措置対象）」	「解体工事」
総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事	「一式工事」	「一式工事」
専門工事で建設されるものみの工事	各種専門工事の許可	各種専門工事の許可

なお、総合的な企画、指導、調整が必要な解体工事については、解体工事の規模にかかわらず、工事内容や現場状況等を考慮して判断することになりますが、三重県から考え方として以下の例が挙げられています。

県 HP 解体工事業の新設にかかる業種追加のご案内について（詳細版）より抜粋

解体工事業にかかる業種区分の考え方 参考例

解体工事 工事内容：家屋等の工作物を解体する工事

許可業種：解体工事業（工作物の解体を行う工事）

建築一式工事 工事内容：高層ビル等の建築物を解体する工事

許可業種：建築工事業

（総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事）

各種専門工事 工事内容：信号機のみを解体する工事

許可業種：電気工事業

（それぞれの専門工事（この場合、電気工事）において、建設される目的物について、そのみを解体する工事）

留意事項

1. 平成31年6月1日以降、解体工事の許可を要する入札に参加される場合は、解体工事の許可を取得し、かつ志摩市競争入札資格者名簿の解体工事を希望業種として登録されていないと参加できなくなりますのでご注意ください。

志摩市競争入札資格者名簿への希望業種の追加は、三重県建設技術センターへの郵送による申請であり、名簿登載時期は審査完了日の翌月1日となりますので、解体工事の許可を取得されましたら、お早めに手続きを行ってください。

2. 平成31年5月31日以前に入札されるもので、工期に平成31年6月1日以降が含まれる工事については、経過措置期間の終了を待たずに解体工事の許可を有するもののみを参加対象とすることも予想されますので、余裕をもって資格者名簿の希望業種登録を進めていただきますようお願いします。

その他

入札参加資格申請書の記載についてまとめましたので、今後の参考にしてください。

- ・発注業種欄の記載について

	平成31年5月31日までの 発注業種欄の記載方法	平成31年6月1日以降
解体工事の許可を取得し、資格者名簿の希望業種登録も完了している	解体工事申請	解体工事申請 【参加可能】
解体工事の許可を取得し、資格者名簿登録は未完了	とび・土工・コンクリート工事 申請	【参加できません】
解体工事の許可を有していない	一式工事又は、とび・土工・ コンクリート工事申請	【参加できません】

留意事項2.の場合は、平成31年6月1日以降の取扱いと同様になります。